

# さぬき市営業時間短縮協力金

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく香川県知事の営業時間短縮の協力要請に応じた事業者に対し支援を行います。

なお、協力金は、「飲食店等協力金」及び「大規模施設等協力金」の2種類です。

## 飲食店等協力金

### 【支給対象者】

次のいずれかに該当する者のうち、**香川県営業時間短縮協力金(第8次)の受給者**

(1) 市内に店舗を有し、飲食店又は喫茶店営業を行う法人又は個人事業主

(2) (1)の該当者以外で、市外(県内)に店舗を有する市内在住の個人事業主

※(2)の場合、令和3年11月18日以前から申請日まで継続して市内に住所がなければなりません。

### 【対象要件】

上記(1)に該当する場合

市内の店舗が香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給対象店舗となっていること。

※複数店舗を有する場合、市内の店舗が協力金の支給対象店舗になっていなければ要件に該当しません。

### 【支給額】 | 事業者当たり

香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給金額の**2割**に相当する額  
(千円未満切り捨て)

※店舗単位ではありません。  
(上限10万円)

### 【提出書類】 ※書類は **A4判、片面印刷**で統一して提出してください。

①協力金(飲食店等)申請書(請求書)(様式第1号)

②誓約書(様式第3号)

③香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給決定内容が分かる書類

④振込先口座を確認できる書類

⑤住民票 <<市外(県内)にのみ店舗を有する市内在住個人事業主の場合>>

①・②については、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等の必要書類や申請要領(手引き)は、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所の窓口で配布しています。

裏面に続く

# 大規模施設等協力金

## 【支給対象者】

次のいずれかに該当する者のうち、**香川県大規模施設等時間短縮協力金(第2次)の受給者**

- (1) 市内に所在する建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設の運営事業者
  - (2) 市内において、(1)に該当する大規模施設内の区画でテナントを運営する事業者
  - (3) (2)の該当者以外で、市外(県内)でテナントを運営する市内在住の個人事業主
- ※(3)の場合、令和3年11月18日以前から市内に住所がなければなりません。

## 【対象要件】

上記(1)(2)に該当する場合

市内の施設・テナントが香川県大規模施設等時間短縮協力金(第2次)の支給対象となっていること。

※複数施設・テナントを有する場合、市内の施設・テナントが協力金の支給対象店舗になっていなければ要件に該当しません。

## 【支給額】 1事業者当たり

香川県大規模施設等時間短縮協力金(第2次)の支給金額の**2割**に相当する額  
(千円未満切り捨て)  
※施設・テナント単位ではありません。(上限10万円)

## 【提出書類】 ※書類はA4判、片面印刷で統一して提出してください。

- ①協力金(大規模施設等)申請書(請求書)(様式第2号)
- ②誓約書(様式第3号)
- ③香川県大規模施設等時間短縮協力金(第2次)の支給決定内容が分かる書類
- ④振込先口座を確認できる書類
- ⑤住民票 <市外(県内)にのみテナントを有する市内在住個人事業主の場合>

①・②については、市ホームページからダウンロードできます。

## 提出方法等について

◇新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**郵送**での申請をお願いします。

申請期間 **令和3年11月19日(金)~令和4年2月18日(金)** 当日消印有効

申請先 〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 商工観光課 宛て

※封筒に「協力金申請書 在中」と記載してください。

【お問合せ先】 さぬき市役所 商工観光課 TEL 087-894-1114  
(平日 8:30~17:15)